

光市公告第 7 5 号

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務の委託について、公募型プロポーザルに係る手続を開始するため、下記のとおり公告する。

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

光市長 芳 岡 統

記

1 業務名

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務

2 業務の目的

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務は、来庁者の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、モニターを更新設置し、広告及び行政情報を放映することで、自主財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

(1) 導入業務委託期間

契約締結日から令和 1 4 年 2 月 2 9 日（日）まで

(2) 運用業務委託期間

令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 1 4 年 2 月 2 9 日（日）まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 過去5年間に於いて、他の地方公共団体において広告付き窓口番号案内システム設置業務の実績を有すること。
- (6) 国税及び光市税の未納及び滞納がないこと。

5 実施要領等関係書類の入手方法

実施要領等は、市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/> から入手すること。

6 参加申込書等の提出方法等

(1) 提出期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月13日（金）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時3

0分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市環境市民部市民課窓口サービス係

7 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年11月30日（月）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法で提出期間内に必着とすること。

(3) 提出先

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号
光市環境市民部市民課窓口サービス係

8 評価及び選定

(1) 選定審査

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務委託業者選定委員会により行う。

(2) 選定審査方法

提出された企画提案書の内容により、本業務の受託に最も適した者等を特定する。

9 その他

- (1) 本手続に関する照会窓口は、光市環境市民部市民課窓口サービス係（電話 0833-72-1421）とする。
- (2) その他詳細は、実施要領等による。